

# 自治会 ハンドブック

---

舞鶴自治連・区長連  
協議会

---

# CONTENTS

1	自治会ってなに？	3
2	自治会の運営	5
3	自治会加入促進活動	14
4	自治会加入に関するQ&A	16
5	地域での支えあい活動	19
6	地域でのふれあい活動	20
7	その他の活動	22
8	地域への情報提供	23
9	自治会のお困りごと	24
10	自治会活動の窓口	28

少子高齢化や核家族化がますます進む中、誰もが明るく健やかに暮らし、地域の諸問題を解決していくためには、行政や個人の力だけではなく、地域の自主的な力が不可欠となっています。

このハンドブックは、自治会運営にかかわっていただく方が、自治会活動の際に必要な情報をはじめ、ぜひ知っていただきたい内容などを取りまとめ、それぞれの地域に合った活動内容や方法を定める際の参考としていただくことを目的に作成したものです。

自治会運営にはじめて参加される方はもとより、自治会にかかわる全ての皆様に気軽に手にとってお使いいただき、充実した自治会活動の一助になれば幸いに存じます。

舞鶴自治連・区長連協議会

※住民自治組織の名称は「自治会」「町内会」「区」など様々ですが、本書では、それらを「自治会」という標記に統一しております。

# 1 自治会ってなに？

お互いに助け合い協力しあえる まちづくりのために

## 1. 自治会の役割

---

私たちのまちには、子どもから高齢者まで、たくさんの方が暮らしています。一人暮らしの高齢者の増加や、核家族化の進展などにより、個人や家族だけで解決できない問題が増えている中、「いざという時に支え合える人がいる」「自分たちのまちは自分たちで守る」。そんな一つ一つの積み重ねが、日々の暮らしの安全・安心につながっていきます。

「今よりもっと住みよいまちにしたい」「子どもたちが安全に遊び学べる環境をつくりたい」「自分の住むまちをきれいにしたい」など、そこに住んでいる誰もが住んでよかったと思えるようにするため、自治会では様々な活動に取り組んでいます。



## 2. 自治会の活動

---

自分たちの住むまちがより良くなるよう、自治会では様々な行事や活動が実践されています。運動会やグラウンドゴルフ大会など地域でのふれあいを目的とした親睦行事や、地域の安全と安心を確保するための防災・防犯活動、環境美化活動など自分たちの手によるまちづくりをすすめています。

### 親睦イベント

---

夏祭りや運動会、ラジオ体操、グラウンドゴルフ大会、クリスマス会、もちつき、親睦旅行など地域のふれあいや親睦を深める行事を実施します。

## 防犯・防災

安全で安心なまちづくりの実現に向けて、防犯灯の設置・維持管理や防犯パトロール活動、子どもや高齢者の見守り活動などを行います。また、いつ起こるかわからない災害（地震・火事・水害等）に備え自主防災組織を設立するなど、防災訓練や救命救急講習会などを行っています。

## 生活に役立つ情報の提供

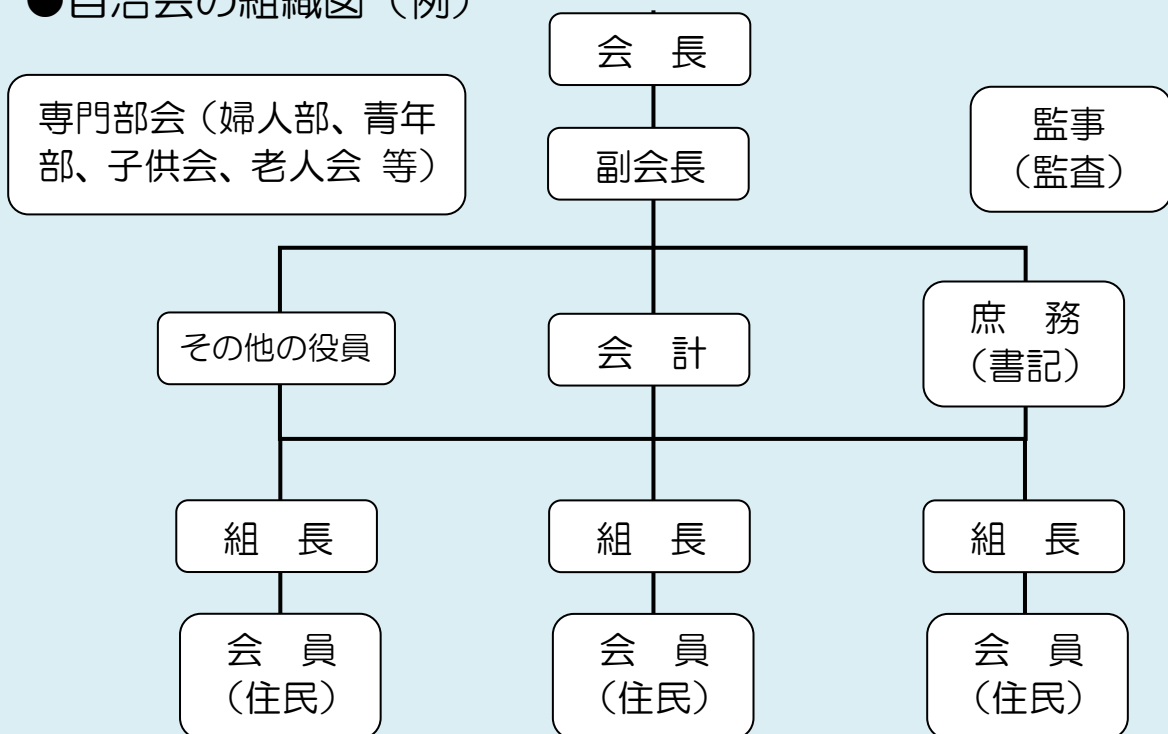
市政情報などの市や関係機関からのお知らせを、回覧板などで各家庭にお知らせします。

## 3.自治会の組織

自治会を円滑に運営するにあたり、大きな役割を担っているのが自治会長をはじめとする役員です。ほとんどの自治会で任期を設け、交代で役職を担っています。

また、舞鶴市には自治会単位を超えてさらに広域で活動を行うために、地域ごとに自治連合会や区長会を組織しています。詳しくは31ページをご覧ください。

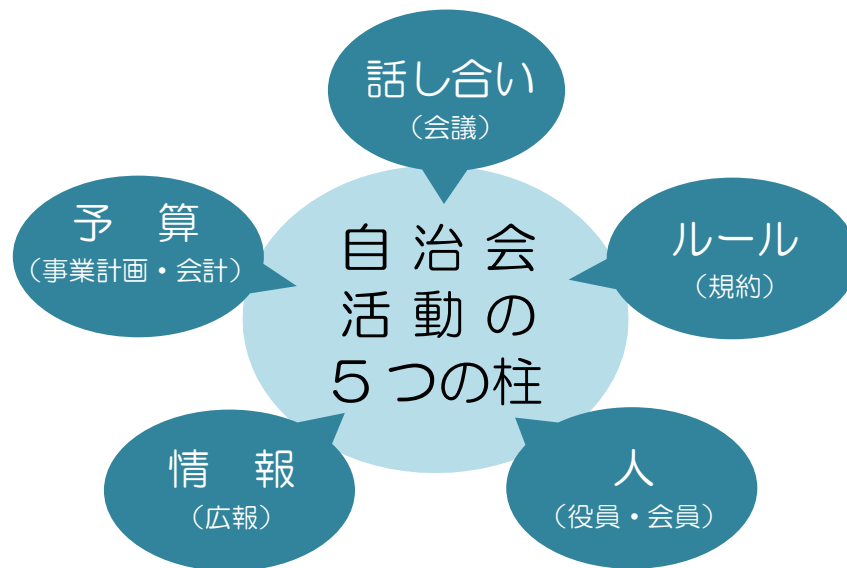
### ●自治会の組織図（例）



# 2 自治会の運営

自治会の運営にあたって必要なものは「ルール（規約）」「人（役員・会員）」「話し合い（会議）」「予算（事業計画、会計）」「情報（広報）」の5つです。

みんなで決めたルールに従って、役員を中心に住民に開かれた運営を行っていくこと。それが自治会の運営を円滑にし、住民の理解と参加を得ながら、活発に活動を展開していくことにつながります。



## 1. 会議等の開催について

自治会の運営は、民主的（みんなで話し合っで決める）であることが必要です。そのためには、総会や役員会など、住民のみなさんが参加する機会を設ける必要があります。また、役員や担当者を選出し、役割を皆さんで分担することが大切です。

## 2. 役員を選出・役割分担について

「役員」と位置づけられている役職は、自治会によって異なりますが、「会長」「副会長」「庶務」「会計」「監事」などが一般的です。また地域によっては分野別の委員を「役員」としている地域もあります。役員は、立候補や選考委員会による選考などの後、総会により投票や承認が行われます。民主的なルールに沿って、住民みんなにわかるやり方で選出することが大切です。

### 3. 事業計画・予算書について

自治会に必要な活動を確実に行うためには、きちんと計画を立て、適正に事業費を配分・執行することが重要です。

#### 事業計画

事業計画は、自治会活動の一年間の方針であり、総会で提案・議決します。たくさんの人の意見を聞き、多くの賛同・参加を得られるような事業を取り入れ、目的や内容を住民が理解・共有し、みんなで取り組んでいくためにも、重要な役割を果たします。

#### 事業計画（作成例）

月	事業名	実施場所
4	第1回役員会	〇〇集会所
	平成〇〇年度定例総会	〇〇集会所
	交通安全講習会	〇〇小学校
5	第2回役員会	〇〇集会所
6	第3回役員会	〇〇集会所
	町内一斉まち美化清掃	
7	第4回役員会	〇〇集会所
	夏祭り	〇〇公園
8	第5回役員会	〇〇集会所
	納涼盆踊り	〇〇公園
・	・	・

#### 予算書

予算は、自治会の収入と支出の計画で、一年間の収入と各事業に必要な費用を積算・編成し、総会で提案・議決します。住民から集めたお金の使い道を示すもので、みんなの納得が得られるように正確で分かりやすく作成することが大切です。

# 予算書（作成例）

## 平成〇〇年度 予算書

(収入の部)

(単位：円)

科目	本年度	前年度	増減	説明
繰越金				前年度からの繰越金
会費				〇〇円×〇〇世帯×12ヶ月
補助金				自治会振興交付金〇〇円
雑収入				文書配布謝礼金〇〇円
合計				

(支出の部)

(単位：円)

科目	本年度	前年度	増減	説明	
総務費	会議費			総会〇〇円、役員会〇〇円	
	通信運搬費			電話料金〇〇円、郵便料金〇円	
	事務消耗品			事務用品〇〇円	
	備品費			書庫〇〇円、机〇〇円	
	印刷費			印刷費〇〇円、写真代〇〇円	
	助成金			老人クラブ〇〇円、子ども会〇〇円	
	人件費			会長〇〇円、副会長〇〇円	
	集会所費	水道光熱費			水道〇〇円、電気〇〇円、ガス〇〇
		修繕費			〇〇修繕費〇〇円
		保険料			火災保険料〇〇円
事業費	防犯費			防犯灯〇〇円×〇ヶ所	
	環境・衛生費			町内清掃お茶代〇〇円×〇〇本	
	体育振興費			運動会〇〇円	
予備費					
合計					



## 予算科目（作成例）

〔収入科目（例）〕

科 目	内 容
会 費	会費収入
寄付金	寄付金収入
補助金	自治会振興交付金など
集会所使用料	集会所の使用料、空調使用料など使用実費
雑収入	文書配布謝礼金、預金利息、資源回収費など
繰越金	前年度からの繰越金

〔支出科目（例）〕

科 目	内 容		
総 務 費	会 議 費	総会、役員会などの会議費	
	通信運搬費	電話料金、郵便料金など	
	事務消耗品	文房具などの事務用消耗品	
	備 品 費	書庫、机、椅子など	
	印 刷 費	資料などの印刷代、写真のプリント代など	
	助 成 金	老人クラブや子ども会などへの助成金	
	人 件 費	役員報酬（手当）など	
	雑 費	その他の諸雑費	
	集 会 費	水道光熱費	水道、電気、ガス料金、灯油代など
		修 繕 費	建物、備品などの修繕費
保 険 料		火災保険、地震保険などの保険料	
事 業 費	防 犯 費	防犯活動に要する経費、防犯灯などの維持管理費	
	防 災 費	防災、防火などの活動に関する経費	
	交 通 安 全 費	交通安全活動に要する経費	
	環 境 ・ 衛 生 費	環境美化、衛生、リサイクル推進などに要する経費	
	体 育 振 興 費	運動会、スポーツ大会などに要する経費	
	リクレーション費	夏祭りなどのレクレーション活動に要する経費	
	福 祉 費	福祉活動に要する経費	
	健 康 推 進 費	ラジオ体操などに要する経費	
積立金	集会所の新設や大規模修繕費、建て替えなどを目的とする積立金		
予備費	予備のための費用		



## 4. 事業報告・決算書について

### 事業報告

自治会の活動と適正に事業費を執行したことを住民のみなさんに正確・確実に報告することが重要です。

### 事業報告（作成例）

事業報告は、自治会活動の一年間の報告であり、今後の目標や目的に向けての活動計画を立てる上で、重要な役割を果たします。

月	日	事業名	実施場所	参加人数
4	5	第1回役員会	〇〇集会所	10名
	15	平成〇〇年度定例総会	〇〇集会所	100名
	20	交通安全講習会	〇〇小学校	50名
5	5	第2回役員会	〇〇集会所	8名
6	5	第3回役員会	〇〇集会所	9名
	18	町内一斉まち美化清掃		150名
7	5	第4回役員会	〇〇集会所	10名
	7	七夕祭り	〇〇公園	200名
8	5	第5回役員会	〇〇集会所	8名
	15	納涼盆踊り	〇〇公園	180名
9	・	・	・	
	・	・	・	
10	・	・	・	
11				
12	・	・	・	

## 決算書

決算は一年間の収入と支出を明らかにするものです。年度が終わったら帳簿を整理・集計して、最終的な収入と支出を計算し決算書を作成します。決算書ができたなら、領収書などの証拠書類や通帳などを添えて、監査を受けた後、総会に報告し承認を得なければなりません。

事業実施後は、事業報告書や決算書を作成して会員に報告することが必要です。

## 決算書（作成例）

### 平成〇〇年度 予算書

(収入の部)

(単位：円)

科目	本年度	前年度	増減	説明
繰越金				前年度からの繰越金
会費				〇〇円×〇〇世帯×12ヶ月
補助金				自治会振興交付金〇〇円
雑収入				文書配布謝礼金〇〇円 預金利息〇〇円
合計				

(支出の部)

(単位：円)

科目	本年度	前年度	増減	説明
総務費	会議費			総会〇〇円、役員会〇〇円
	通信運搬費			電話料金〇〇円、郵便料金〇円
	事務消耗品			事務用品〇〇円
	備品費			書庫〇〇円、机〇〇円
	印刷費			印刷費〇〇円、写真代〇〇円
	助成金			老人クラブ〇〇円、子ども会〇〇円
	人件費			会長〇〇円、副会長〇〇円
衆会費	水道光熱費			水道〇〇円、電気〇〇円、ガス〇〇
	修繕費			〇〇修繕費〇〇円
	保険料			火災保険料〇〇円
事業費	防犯費			防犯灯〇〇円×〇ヶ所
	環境・衛生費			町内清掃お茶代〇〇円×〇〇本
	体育振興費			運動会〇〇円
予備費				
合計				

## 5. 会計・経理について

自治会のお金は自治会に加入しているみなさんのものです。会計処理は適正かつ正確に行うことが住民の信頼につながります。帳簿の整理や領収書の保管など諸書類の整備と不正の起きないような現金及び通帳の管理が必要です。

### 自治会での「お金」の管理のポイント

自治会活動に必要なお金は、会員から集めた会費や行政から交付される補助金などが元手です。したがって、役員全員が会員などの貴重なお金を預かっているという意識を持ち、一方で、役員でない会員も、役員にすべての責任を負わせるのではなく、皆で管理しようという気持ちを持つことが大切です。

#### ●安全で間違いのないお金の管理のために

- ①会費として集めたお金は別の封筒に入れるなど、自治会の財布と個人の財布とは必ず区別する。
- ②集めたお金は速やかに金融機関の口座へ預金する。（通帳の記載はお金に関する重要な記録です）
- ③通帳と印鑑は別人が管理し、使用するときには必ず複数の人に関わる仕組みにする。

#### ●正確なお金の記録のために

- ①日々のお金の出入りはその日のうちに帳簿に記録する。
- ②支払いのときは、必ず領収書をもらって保管する。
- ③帳簿は月末などの区切りで集計する。（帳簿上の現金残高と手元の現金が1円でも違えば、一致するまで原因を調べる）

#### ●安全で正確なお金の管理を確認するために。

会計監査では、以下の点について執行部とは別の視点から調べ評価します。

- ①収入や支出が、自治会の目的にそったものか。
- ②自治会のルールにしたがって会計処理が行われているか。



## 6. 会員の把握について

自治会に加入したら、世帯票などで会員の把握をします。個人情報なので慎重に取り扱うことが求められます。

また、地域のつながりを強くするため、多くの住民に入会してもらえるような働きかけを行うことも大切です。

### 自治会での個人情報の取扱いについて

個人情報保護法で規定されている個人情報取扱事業者は5千人を超える個人情報を事業活動に利用している者であるため、5千人以下の自治会においては法の適用を受けることはありませんが、個人情報を保護するという点では、自治会でも法律に準じた扱いをすることが求められています。

個人情報保護法に準じた取扱いとは具体的には次のようなこととなります。

#### 1. 個人情報を収集するとき

- 個人情報を収集する前に管理・利用の方法等を決めておきます。

- \*個人情報を収集する者（名簿を作成する者）
- \*名簿を保管する者・場所
- \*必要のなくなった個人情報の廃棄時期・廃棄方法
- \*収集する個人情報の内容

- 名簿の運用におけるルールについても決めておきます。

- \*名簿の利用目的
- \*名簿の配布先
- \*どの情報を利用するのか

【注意】政治思想や倫理観など「思想・信条」に関する情報、宗教など「信仰」に関する情報や、人種・本籍地など「社会的差別の原因となるおそれのある事項」に関する情報については収集することができません。

#### 2. 個人情報の収集方法について

あらかじめ決めておいた利用目的・内容を会員に知らせることで、会員からスムーズに個人情報の提供を受けることができます。

なお、個人情報は本人から同意を得て収集することが原則となります。本人以外から情報収集する場合は必ず本人の同意を得る必要があります。

#### 《本人から同意を得られない場合》

個人情報収集の趣旨を十分に説明しても同意が得られない情報については、名簿に載せないなどの対応が求められます。

ただし、一部の情報のみ同意が得られた場合は、その情報のみを載せるなどの対応が可能です。

## 7. みんなで役割を分担しましょう

---

地域活動に参加してもらいうちに、運営に携わってくれるようになる人もでてくるのが予想されます。初めて運営に携わってくれる人が来た際には、「手をわずらわせるのは悪いから」と遠慮するのではなく、負担の少ない範囲であればあえて協力をお願いしてみることも大切です。

みんなで分担すれば、各人の負担が減るだけでなく、やり遂げた時の喜びや達成感も分かち合えます。そしてこの喜びや達成感が、自治会活動の魅力であり、また参加しようと思うきっかけとなります。誰かの仕事が過多になるのではなく、皆で苦労と達成感を分かち合える仕組みづくりをしましょう。

## 8. だれでもできる体制を整えましょう

---

自治会活動の中でも、夏祭りなど多くの協力者を必要とするようなイベントを実施する際には、誰がどの仕事を任されても対応できるように、役割ごとのマニュアルを作成しておくことが重要です。特定の人にしか分からないという状況をなくし、みんなで作り、みんなで盛り上げるシステムを作ることが大切です。

## 9. 後任者へは早めの引継ぎを！

---

役員や担当者が代わっても運営や活動が停滞することのないよう、交代の時期が近づいたら後任の方も一緒に会議などに出席するようにしている自治会もあるようです。

また、役職ごとにファイルを作成し、日頃の活動や懸案事項についての記録のほか、参考となる資料と綴っておけば、後任の方も安心です。

《ポイント》

- 帳簿や書類を後任者へ引き継ぎ、会則や会計に関するルールについて説明します。
- 口座管理に必要な通帳、印鑑などを引き継ぎます。また、必要があれば名義変更を行います。
- 任期中に問題となった事柄について検討状況を引継ぎます。
- 事務のやり方を自らの反省点も含めて引き継ぎます。

# 3 自治会加入促進活動

地域のいろいろな課題を解決していくためには、より多くの地域住民の方で取り組んでいくことが必要です。また、いつ起こるかわからない災害に備えて、お互いに助け合える環境がづくられていることが大切です。

地域の皆さんが自治会へ加入し、普段から交流を深めることが安全で安心なまちへの近道となります。

## 1. 自治会を知ってもらうことから始めましょう

新たに転入された方は、地域のことなど、わからないことばかりで不安で一杯です。まずは自治会の役員（複数）が出向き、自治会組織の必要性や運営内容の説明を行い、新規転入者との接点を持つことからはじめ、加入の検討を促します。

### ●自治会活動の案内チラシ（例）

自治会活動の参加を呼び掛けるチラシを作成するなどし、丁寧に参加を呼び掛けていきましょう。

#### 〇〇自治会活動のご案内と入会のお願い

当自治会では、地域の環境整備や防災・福祉の向上、安全・安心なまちづくりに取り組むとともに、地域住民相互の親睦を深めるために各種活動を行っています。趣旨をご理解いただき、ぜひ活動にご参加いただきますようお願いいたします。

##### 《主な活動内容》

- ◆ごみステーションの管理・清掃
- ◆街灯（防犯灯）の維持管理
- ◆子供たちの登下校の見守り
- ◆側溝や河川の清掃活動
- ◆花植えによる緑化活動
- ◆市政情報等の回覧
- ◆夏祭りや運動会の開催

あなたのお住まいの自治会は、〇〇自治会です。自治会への加入や地域の事などでわからないことがあれば、下記会長までご連絡ください。

自治会長は

〇〇 〇〇

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

電話 〇〇-〇〇〇〇

※キトリセン※

世帯主のお名前	
住 所	舞鶴市
電 話 番 号	

※加入申込書は、上記会長宅のポストへ投函いただくか、ご連絡いただければ、お伺いします。ご記入いただいた個人情報は、自治会活動の目的以外には一切使用せず、適切に管理します。

## 2. 加入促進と同時に脱会防止も重要です

自治会への加入者を増やすことも大切ですが、自治会員の脱会を防ぐことも重要です。高齢になり活動に参加できないため、役員がまわってきたタイミングに脱会するというケースもあります。このような場合、役員に就任することの負担をどう軽減するか、ルールを作りことが重要です。

## 3. アパート・マンション入居者へのアプローチ

集合住宅入居者の地域への参加は、活性化・活動充実に向けての鍵です。まずは、所有者や管理組合・管理会社等に地域交流の大切さや自治会組織の必要性を理解してもらい、積極的な交流を図りましょう。

多くの集合住宅では、入口やエレベーターなどに掲示板が設置されています。承諾を受け、チラシや加入案内を貼らせてもらい効果的なPRをしましょう。

また、子育て世代が多く入居している集合住宅に対しては、子ども向けのイベントや親子で楽しめる行事を開催し、顔が見える関係を作っていく方法もあります。新築予定の集合住宅、とりわけ世帯数の多いマンション等では、単一の自治会組織になる可能性もありますので、自治連合会等と協力しながら加入促進活動に取り組むことが望ましいでしょう。

加入促進の流れとポイントは次のとおりですが、タイミングを逸することのないよう、常に情報収集を心がけましょう。

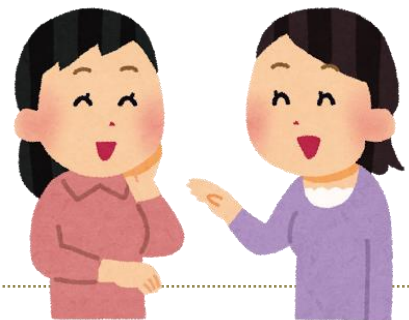
- ① 入居前、可能であれば管理組合の発足と併せて、自治会が組織されることが望ましい。
- ② 住宅販売業者に対しては、計画や設立等の説明会などの機会をのがさず、自治会設立についての理解と協力を求める。
- ③ 入居者説明会で、自治会について説明する機会を設けていただき、防犯や防災、自治会組織の必要性と自治会の取組事例などを説明する。
- ④ 新自治会設立後は、近隣自治会との交流の場を設けるなど、早く地域になじめるような取り組みを推進する。

# 4 自治会加入に関するQ & A

自治会の加入案内をすると、相手から質問を受けることが予想されます。その質問に対して、自治会の状況にあった回答を準備しておくことが大切になります。回答の内容で相手の心象も変わり、適切な回答が自治会加入に結び付くことがあります。以下に、予想される質問に対する回答例をお示ししますので、参加にしてください。

## Q1 自治会に入って何かメリットはあるの？

A1 自治会では、街灯（防犯灯）やごみステーションの維持管理、防災訓練、公園や河川の清掃、防犯パトロール、市政情報の配布・掲示など、地域に住んでいるすべての方が安全・安心で暮らしやすいまちづくりのため、日常生活に関わりの深い、様々な活動に取り組んでいます。より多くの住民の皆さんが自治会に加入することによって、暮らしやすいまちづくりがより現実的に具体的なものになります。東日本大震災では、自治会の活動が活発だった地域ほど、安否確認や避難所の運営がスムーズに進んだという結果が出ています。人それぞれ価値観は違いますが、誰もが望む安全・安心な暮らしやすいまちに近づくことがメリットと言えます。



## Q2 どうして自治会に入らなければいけないの？

A2 自治会組織は自主的な任意の団体なので、加入を強制されるものではありません。しかし、地域内のコミュニケーションを図って連帯感を醸成し、明るく住みよい地域づくりのためには欠かせない組織です。より多くの住民のみなさんが加入することで、自治会活動はさらに活発になり、より一層住みよいまちに近づきます。



### Q3 学生・単身等で長く住む予定がないので、加入したくない

---

A3 自治会で設置して維持管理している道路の街灯（防犯灯）やごみステーションの設置・維持管理など、みなさんが気付いていないところで、皆さんのお役に立っています。短期間ですが、何かのご縁でこの地域に住まれることになったのですから、自治会の存在意義をぜひご理解いただきご加入をお願いいたします。

---

### Q4 税金を払っているから、市役所が地域のことをすべきではないのか？

---

A4 社会状況の変化により住民ニーズが多様化してきたことや、家庭や地域で新たな課題が多くなってきたことで、行政だけの対応は難しくなってきました。そこで、自治会と市役所が役割分担しながら、地域の実情に合った解決方法を模索し、住民が主体となって取り組むことが求められています。東日本大震災でも、被災直後、行政が対応できない間の救援活動等で自治組織が大きな役割を果たしたと言われています。

---

### Q5 忙しくて自治会活動に参加できない

---

A5 自治会活動は強制的ではないので、仕事が休みの時などお時間があるときにご参加を検討してください。あまり、強制的なものと考えると、負担になると思いますので、協力できるときに参加いただくかたちで結構です。

---

## Q6 どうして自治会の加入は世帯単位なの？

---

A6 自治会は共同生活の組織といえます。生活単位である世帯（家族ぐるみ）で加入してもらい、環境美化や防災・防犯活動も家族みんなで取り組む必要があることを説明しましょう。

---

## Q7 会費はどのように使われているのですか？

---

A7 毎年総会で事業計画・予算の承認を得て、夏祭りなどの住民交流活動、道路の街灯（防犯灯）や集会所の維持管理費など地域が主体的に行う自治会活動に支出していることを、事業計画書や予算書などを見せて説明しましょう。

---

## Q8 会費を払いたくても払えない場合はどうすればよいでしょうか？

---

A8 即答は避け、役員会で協議して後日回答します。高齢化が進み、年金生活では会費を払う余裕がないと言って退会する方も出ています。本当に会費負担が困難なのか判断が難しいケースもありますが、参加できる行事が少ない高齢者世帯の会費を減額するなど一定の基準を設けている自治会もあります。会員間で不公平感が生じることがないように、自治会内でよく検討しましょう。

---

## Q9 自治会に加入していませんが、行事に参加してもよいでしょうか？

---

A9 自治会行事は、自治会費によって行っており、会員の方が対象ですが、一度参加して頂くことは自治会員とも親しくなれますし、交流を広げる意味でオープンとしている自治会もあります。自治会の取り組みを理解いただいてから、加入していただくことも一つの方法です。

---

# 5地域での支えあい活動

美化・清掃・防犯・防災活動

## 1. 見守り・支えあい

安全で安心なまちづくりの実現に向けて、街灯（防犯灯）の設置・維持管理、子どもや高齢者の見守り活動などを行います。



## 2. 防犯パトロール

犯罪・事故・災害の被害を未然に防止することを目的にパトロール隊を結成し、定期的に防犯パトロールを行います。地域の連帯感を深め、住民の安全に対する関心を高めるためにも地域全体の定期的なパトロールは必要です。



## 3. 街灯（防犯灯）の設置・維持管理

夜間歩行者の安全確保のため、街灯（防犯灯）の設置や維持管理（電球の交換、電気料金の支払い等）を行います。

## 4. 防災活動

平常時から地域内の安全点検や住民への防災意識の普及・啓発、防災訓練の実施など災害に対する意識を高め、被災時に備えます。

# 6地域でのふれあい活動

自分たちの住むまちが、より快適で住みやすい環境になるよう、様々な行事や活動が実践されています。

## 1. 親睦イベント

夏祭りや運動会、敬老会、ラジオ体操、もちつき、親睦旅行、グラウンドゴルフ大会、ソフトボール大会など住民相互のふれあいや親睦を図り、連帯意識を深める行事を実施しています。

## 2. 校区活動

小学校・中学校区内にある自治会で自治連合会等を組織し、様々な活動を行います。自治連合会等では、全体の交流や親睦を図る行事の実施や行政との連絡調整窓口としての機能も持っています。

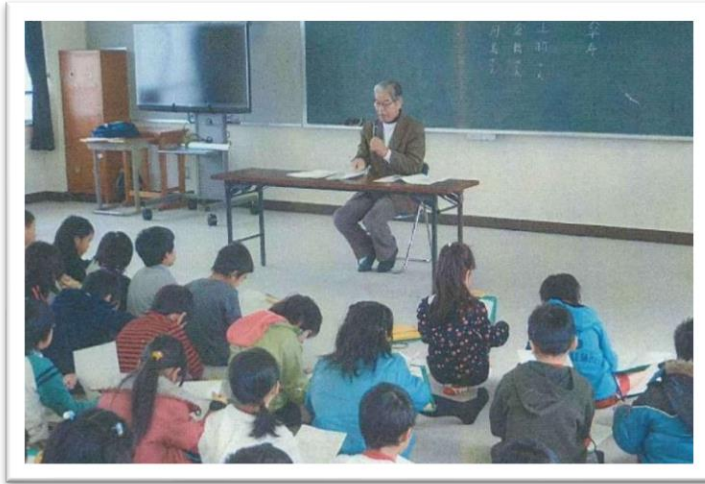
### ◆由良川での「川舟レース」◆

伝統ある木造の川舟を使ったレースで、4人1組で息を合わせてゴール目指します。



### ★朝の挨拶運動★

地域住民が率先して校門に立ち、登校する生徒・児童に「明るく元気な声の挨拶」を呼びかけ運動を展開しています。

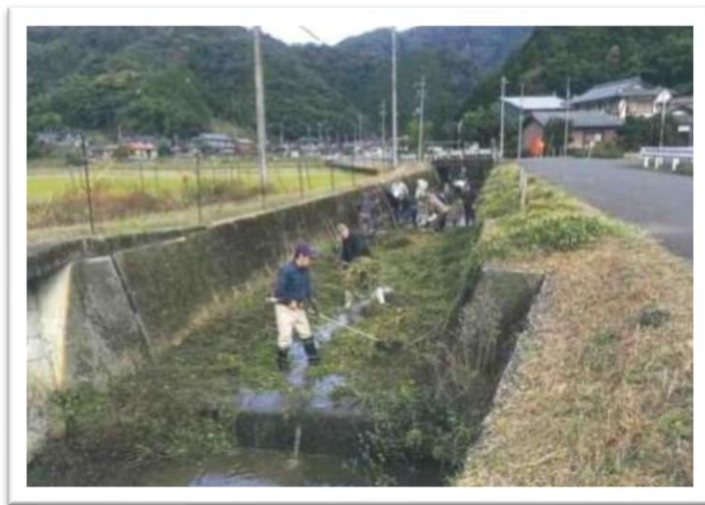


#### ◆学校へのお出前講座◆

幼い頃から身近な地域について理解を深めることで、地域の大切さを身につけてもらおうと、小学校の総合学習に出向き、地域が持つ特色や伝統芸能、まつり、歴史などについての授業に取り組んでいます。

## 2. 清掃・環境維持活動

住みよい安全・安心なまちづくりのため、公園や河川、海岸、道路など、生活環境の美化活動を行います。ごみステーションの維持管理や資源回収などのリサイクル活動、地域の緑化活動などを通じて快適な生活環境を維持します。



#### ■舞鶴の川と海を美しくする会の活動■

舞鶴には28の「舞鶴の川と海を美しくする会」が存在し、地域の川や海を守るため、清掃活動などに取り組んでいます。

また、環境美化意識の高揚を図るため、啓発看板や横断幕を作成し、最寄りの橋などに掲げ、清掃作業の質の向上を目指しています。



# 7 その他の活動

自治会は地域団体のリーダー的存在として、地域に密着した課題解決や連絡・調整に取り組んでいます。

## 1. 要望活動

---

住民が安全・安心で暮らしやすい地域づくりを実現するため、自治会は住民を代表して、行政機関や関係団体に地域の要望を伝えています。



## 2. 健康促進

---

自治会は、住民の健康促進のため、夏のラジオ体操や運動会、ウォーキングやグラウンドゴルフ大会等、体を動かすイベントや健康相談などの事業を行っています。

## 3. 集会所の維持管理

---

自治会の所有する土地、集会所、公民館等の維持管理及び運営を行っています。

## 4. 財産等の管理

---

自治会が所有する財産の管理を行っています。

## 6. リサイクル活動（資源回収）

---

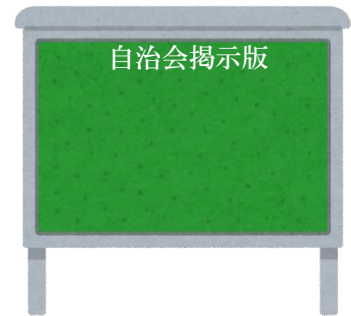
自治会では、住民のリサイクル意識の向上と資源の有効活用のため、定期的に古紙や空き瓶・空き缶等の資源回収を行っています。

# 8 地域への情報提供

自治会の運営や活動を住民に理解してもらうには、正確な情報を広報することが重要です。回覧板や掲示板を上手に活用し、理解と関心を深めてもらいましょう。

## 1. 回覧板・ポスター等の掲示

市政に関する情報や市民生活に役立つ情報など、日常生活に必要な情報を回覧板や自治会の管理する掲示板でお知らせします。



## 3. 自治会の広報・啓発

親睦行事や各種活動の内容など、自治会の運営に関する事など、地域の情報をきめ細かく広報します。

### ●回覧板が壊れた場合は？

回覧板は市が無料で配布しています。  
市役所本庁、西支所、加佐分室でお渡しできますので、必要な枚数をご連絡ください。  
なお、破損した回覧板は各自治会で処分してください。



### ●掲示板の設置について

掲示板の新設や古くなった掲示板の更新については、各自治会からの申し出を取りまとめ、7月と12月の年2回設置しております。希望される自治会は早目にご連絡ください。なお、設置に係る工事費用や既存掲示板の処分費用は自治会の負担となりますのでご注意ください。

いずれも市役所総務課（本館3階、☎66-1044）へご連絡ください。

# 9 自治会のお困りごと

(「コミュニティ団体運営の手引き」より)

## お困りごと1

来年度の役員がなかなか決まりません。どうしたらいいのでしょうか？

《基本的な答え方》

役員を選出は、自治会の運営にとって重要です。活動が停滞しないようにするためには、押しつけや場当たりの選考は控えるべきです。時間をかけても会員が納得するような選考を目指しましょう。

《参考事例》

- 当会では、役員の人数を増やして1人当たりの負担を軽くしました。これまで、忙しかった人も活動しやすくなり、急用の場合でも他の役員でカバーできるようになりました。いざという時に皆で補い合える体制にしたことで、心理的な負担も軽くなったようです。
- 当会では、運動会や納涼祭などがありますが、会長には統括と対外的な活動に専念してもらい、副会長を各行事の担当部長としています。そうすることで、会長の負担が軽くなるので、会長のなり手を確保できますし、会長の独断ではなく色々と協議できるので、行事に関わる会員が増え、活動が活発になります。
- 当会では、介護を要する家族がいる世帯や高齢者だけの世帯については自治会役員を免除するなどの制度を設けています。また、次期役員を決めるときには組長の中から投票により選出するようにしています。組長は役員の仕事を見る機会が多いので、仕事分かっている分、事務の引継ぎがスムーズです。

## お困りごと2

役員任期はどのくらいがいいのでしょうか？

《基本的な考え方》

任期については様々な考え方があります。自治会の役員の任期は、1年から3年の例が多いようです。なお、再任する場合でも、役員は任期ごとに会員の承認を受け、気持ちを新たに取組むことが重要です。



### 《参考事例》

- 当会では、1年交代でやっています。やはり1年だと引き受けやすいですし、多くの会員が役員を経験することになるので良いことだと思います。
- 当会では、基本的には2年間継続でやることにしています。1年では、事務のやり方を覚えるのに精いっぱいという人も多いためです。すべての役員が一新すると引継ぎが難しいため、半分ずつ交代しています。

## お困りごと3

### 役員会の飲食費は、自治会の予算から出してもいいのでしょうか？

#### 《基本的な考え方》

通常の会議で出すお茶とお菓子くらいであれば、これを会議費として予算に入れることは会員にとっても納得できるものかもしれません。しかし、役員会の親睦会などで額が大きい場合には、本当の活動のために必要なのか検討する必要があります。

役員会の飲食費を自治会の予算から支出するかどうか、最終的には、そのことが会員に納得できるものであるかどうかです。大切なことは、用途や内訳を会員から問われたときに、きちんと答えることです。そのためにも領収書の保管や帳簿への記録は徹底する必要があります。

#### 《参考事例》

- 当会では、基本的に親睦会は自己負担です。会議費は、お茶とお菓子のみです。行事では、役員にお弁当とお茶を配っていますが、これはそれぞれの行事の会計の中で、弁当代として処理しています。
- 当会では、予算計上しているのは、年度初めの新旧役員会の親睦会のみです。予算書・決算書では、会議費の備考欄でその旨を記載しています。

## お困りごと4

### 自治会へ募金協力をお願いがありました。どのように集めればいいのでしょうか？

#### 《基本的な考え方》

自治会等には、共同募金、緑の募金、日本赤十字共同募金などの協力のお願いが来ることがあります。募金は、その趣旨に賛同する人が自由に行うべきなので、会員が思い思いの額を募金して、自治会はそれを取

りまとめるだけというのが本来の姿です。

しかし、現実にはあらかじめ自治会の予算の中に組み込んでいるところも多いようです。募金の取扱いについては、トラブルになることも多いので、全体でよく話し合っけて自治会の方針を決めましょう。

#### 《参考事例》

- 当会では、会費とは別に募金を徴収しています。募金は自分の意思で行うものですから、募金する意思を確認するためです。
- 当会では、集めた会費の中から募金を出しています。この方法は戸別に募金の意思を確認できないという問題があるので、総会でも議論し、会費と別に徴収するのは役員の負担が増えるということで、会員の皆さんにも納得いただきました。
- 当会では、募金額の何割かを集めた会費の中から出して、残りの部分については、会費とは別に各家を回って徴収しています。全体のどれだけを会費から出すかは、役員かで議論した後、総会で承認を得ます。

## お困りごと5

自治会への加入率が年々低下し、十分な活動を行えません。多くの人に入ってもらうためにはどうしたらいいのでしょうか？

#### 《基本的な考え方》

自治会は加入を強制することはできませんが、より多くの人に参加してもらうためには、自治会の役割や加入の利点について具体的に説明しましょう。

また、加入率が低下しているのであれば、活動を見直す必要があるかもしれません。活動が会員の希望に沿っているか、参加者に偏りがなかかなどを検討することが重要です。

お金の管理面でも、無駄使いがないか確認し、誰が見ても納得できるような会計処理をすることを心がけましょう。このような検討のためにも、わかりやすく整理された会計書類が必要です。

#### 《参考事例》

- 当会では、集合住宅の住民の加入率の低下が問題となっていました。そこで、集合住宅を管理する不動産業者や建設業者に加入の意義を説明して、入居者に加入を勧めてもらうようにしました。集合住宅の入居書類と一緒に入会申込書を渡してもらうようになった結果、加入率のアップにつながりました。

## お困りごと6

私たちの自治会は集会所がないので新しく建てたいと思っています。集会所の建物を自治会の財産とすることはできますか？

《基本的な考え方》

法人格をもたない団体（以下、自治会）は、自治会の名義では不動産を登記できません。したがって、自治会の構成員全員の共有名義か、あるいは代表者の名義で登録します。

しかし、構成員の入れ替わりが少なくない自治会であれば、構成員全員での共有名義での登記は、現実的ではありません。

一方、代表者の個人名で登記することは、他の会員が承認すれば可能ですが、様々な問題が起こる可能性があります。これまで裁判にまで発展したケースとしては、代表者が死亡した場合に代表者の相続人が相続登記をして自治会と争ったケースや、代表者にお金を貸していた人が、自治会の不動産を代表者個人の財産として差し押さえてしまったケースなどがあります。

このようなことにならないように、代表者と自治会の間で合意書や念書を交わしておくことがあるかもしれませんが、この文書は、第三者（上記のケースでは代表者の相続人や代表者にお金を貸していた人）に対しては、トラブルを防ぐ効果はあまり期待できません。

自治会が法人であれば、このような問題は起こりませんので、法人化を検討してみるのも、一つの方法です。なお、法人化するためには一定の手続きを踏む必要があります。（法人といっても、認可地縁団体、特定非営利活動法人、一般社団法人など様々な形態があり、それぞれ手続きも異なりますので、注意してください）

法人化については、メリットとデメリットを考え、全体でよく話し合うことが大切です。



# 10自治会活動の窓口

自治会活動などに関係のある主な窓口をご紹介します。

## 1 自治会への補助・支援等



- ◎地域の活動・活性化の支援
- ◎自治会振興交付金
- ◎集会所の新築・修繕等の補助金
- ◎自治会の法人化（認可地縁団体）

地域づくり支援課《本館2階》 ☎66-1073

- ◎文化財の保全事業に関する補助金

文化振興課《本館2階》 ☎66-1019

- ◎回覧板の更新
- ◎広報掲示板の設置

総務課《本館3階》 ☎66-1044

- ◎街灯（防犯灯）の新設
- ◎側溝清掃の泥の処分
- ◎除雪機の貸出

土木課《別館3階》 ☎66-1053

- ◎町内清掃活動等の支援

生活環境課《本館2階》 ☎66-1005

- ◎消防施設整備等の補助金

消防本部消防総務課《別館5階》 ☎66-1090

- ◎敬老会の開催支援

高齢者支援課《別館1階》 ☎66-1013

## 2 環境とくらし

---



- ◎不法投棄に関すること
- ◎ごみの収集に関すること

生活環境課《本館2階》 ☎ 66-1005

---

- ◎民生委員・児童委員に関すること
- ◎福祉全般に関すること（代表）

福祉企画課《別館2階》 ☎ 66-1011

---

- ◎都市公園・ちびっこ広場に関すること

土木課《別館3階》 ☎ 66-1049

---

- ◎有害鳥獣対策（サル・イノシシ等）に関すること
- ◎農業用水路・農道に関すること
- ◎ため池・林道・治山に関すること

農林課《本館2階》 ☎ 66-1030

---



- ◎市道の管理・除雪に関すること
- ◎河川・水路の管理に関すること

土木課《別館3階》 ☎ 66-1053

---

- ◎まちづくり出前講座に関すること

広報広聴課《本館3階》 ☎ 66-1041

---

- ◎上下水道料金に関すること

お客様サービス課《別館2階》 ☎ 66-1632

---

### 3 消防・防災関係

---



- ◎災害に関すること
- ◎防火水槽に関すること

消防本部警防課《東消防署・防災センター3階》

☎65-0214

---

- ◎地域防災計画に関すること
- ◎原子力災害住民避難計画に関すること
- ◎自主防災組織に関すること
- ◎その他防災全般に関すること

危機管理・防災課《別館5階》 ☎66-1089

---

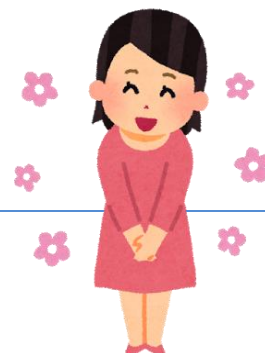
- ◎災害時の要援護者支援に関すること

福祉企画課《別館2階》 ☎66-1011

---

### 4 募金関係

---



- ◎日本赤十字社寄付に関すること

福祉企画課《別館2階》 ☎66-1011

---

- ◎緑の募金に関すること

農林課《本館2階》 ☎62-1023

---

- ◎共同募金に関すること

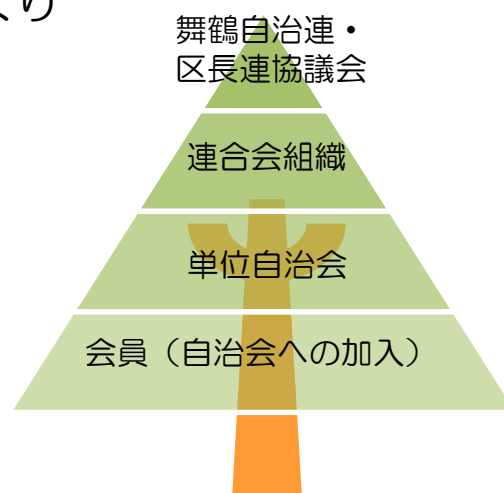
(福) 舞鶴市社会福祉協議会 《中総合会館3階》

☎62-7044

---

## 6 舞鶴自治連・区長連協議会について

舞鶴市には約370の自治会が結成されています。その内340の自治会が概ね小学校区ごとに集まり26の自治連合会や区長会を組織しています。その組織の集まりとして「舞鶴自治連・区長連協議会」があり、昭和46年の発足以来、自治会相互の連絡を密にするとともに、地域の様々な課題解決に取り組み、地域の安全・安心な明るいまちづくりと市民の福祉の向上を目指して活動しています。



### ●舞鶴自治連・区長連協議会の構成図

- 北吸自治連合会
- 舞鶴東自治連合会
- 六町内協議会
- 祖母谷自治連合会
- 南浜自治連合会
- 南舞鶴自治連合会
- 常新町自治連合会
- 与保呂区長会
- 朝来区長協議会
- 東大浦区長連合会
- 西大浦区長連合会
- 中舞鶴自治連合会
- 東西昭和自治連合会

- 舞鶴西自治連合会
- 舞鶴西区長連絡協議会
  - ・四所区長連合会
  - ・高野区長連合会
  - ・中筋自治連合会
  - ・池内区長連合会
  - ・余内区長連合会
- 加佐区長連合会
  - ・岡田上区長会
  - ・岡田中区長会
  - ・岡田下区長会
  - ・八雲区長会
  - ・神崎区長会